

平成29年5月

管内の雇用状況(平成29年3月内容)

有効求人倍率0.74倍

ハローワーク大河原

〒989-1201

柴田郡大河原町大谷字町向126-4

オーガ1F

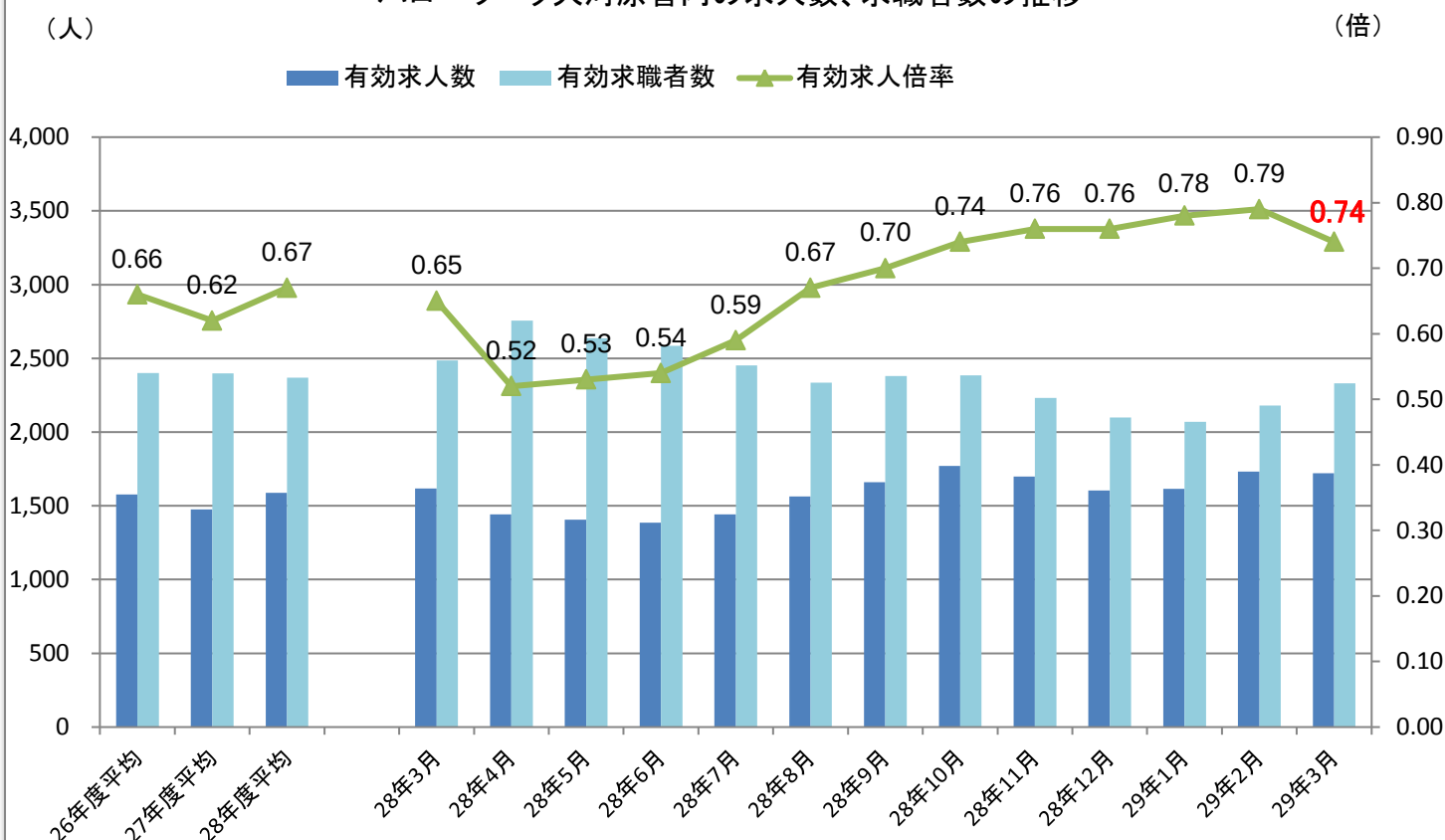
電話 0224-53-1042

FAX 0224-52-3989

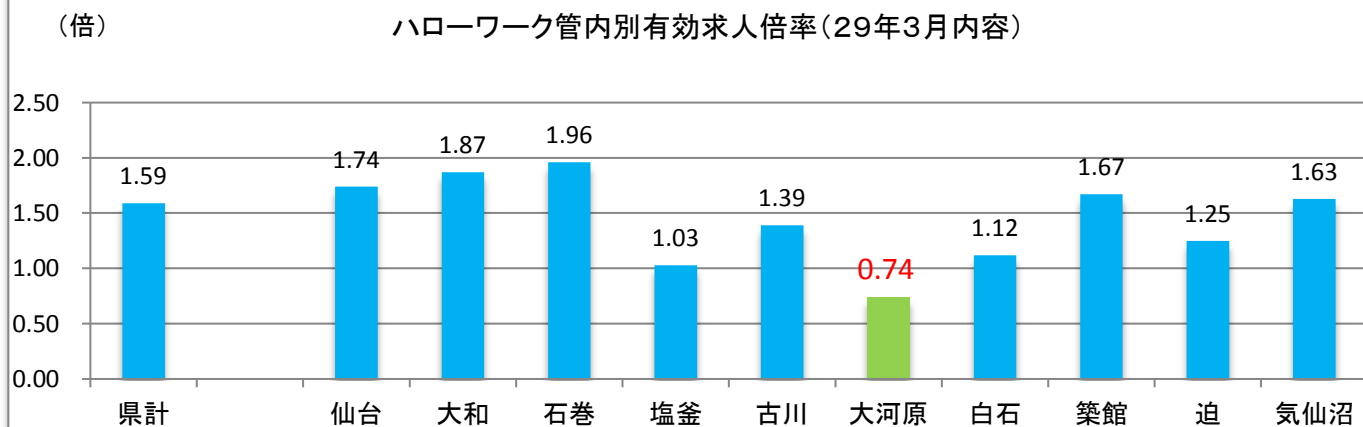
ハローワーク大河原管内は、有効求人倍率が県内ハローワークの中で最も低く、求人の少ない地域となっております。事業所の皆様には様々な機会に求人の申込みをお願いしているところですが、当ハローワークには安定した職業を目指す求職者が登録されており、特に、多くの方が正社員求人を希望されています。従業員の採用を検討されている事業所様にとっては、良い人材を確保する大きなチャンスとなっております。是非この機会に当ハローワークをご利用ください。

<メモ>有効求人倍率は、仕事を探す一人一人に対して何人分の求人があるかを示しています。1倍を超えると求人の数が多く、下回ると仕事を探す人の数が多いことを示しています。

ハローワーク大河原管内の求人数、求職者数の推移



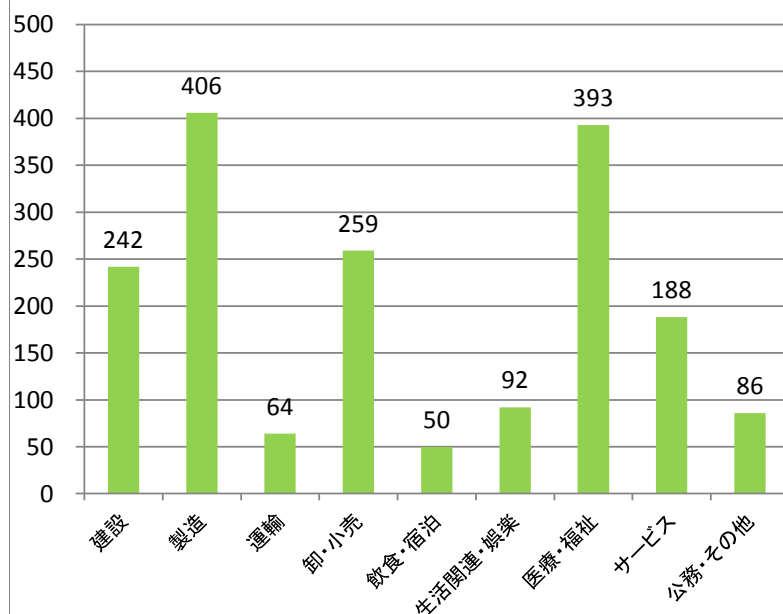
ハローワーク管内別有効求人倍率(29年3月内容)



※有効求人倍率は原数値であり、季節調整値ではありません。

主な産業の新規求人数

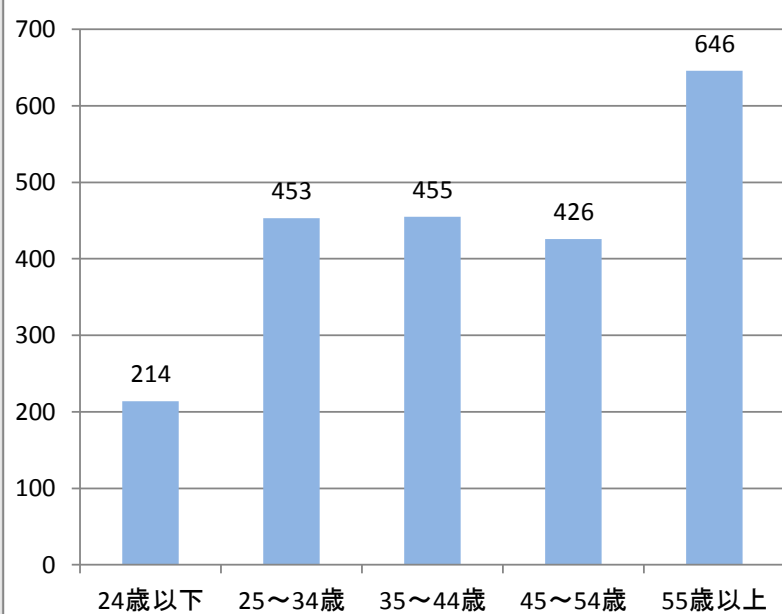
■ 29年1月～29年3月



※3か月間に申し込まれた新規求人数の合計です。

年齢層別求職者数

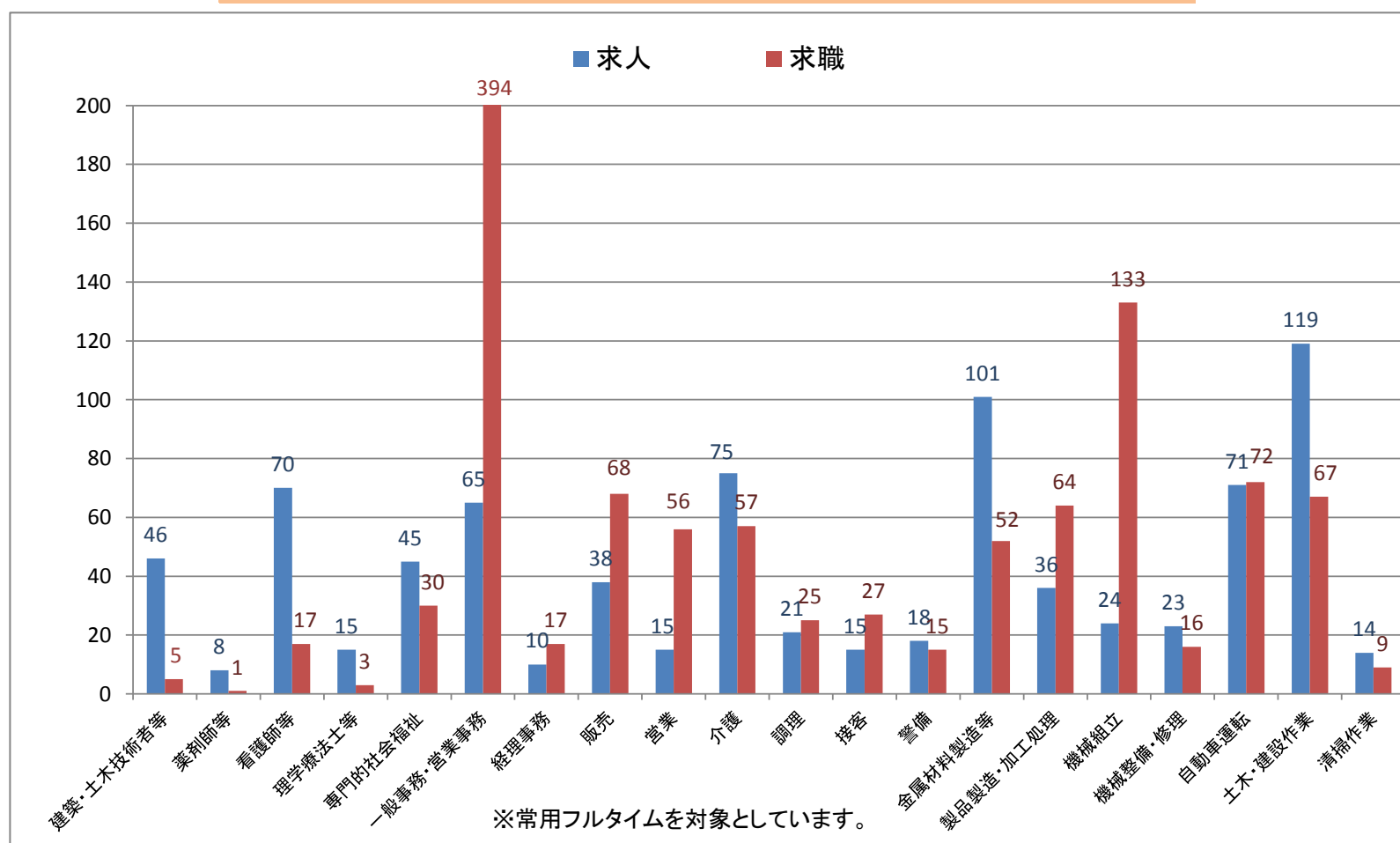
■ 29年1月～29年3月



※3か月間の月間有効求職者数の月平均数です。

主な職種の求人・求職バランス表

【29年3月内容】



職業別新規求人賃金情報

【29年1月～3月内容】

(単位:万円)

	求人件数計	10～12.5未	12.5～15未	15～17.5未	17.5～20未	20～22.5未	22.5～25未	25～27.5未	27.5～
建築・土木技術者等	28	0	0	2	9	13	14	18	17
薬剤師等	7	0	0	0	0	0	0	4	6
看護師等	52	0	1	12	26	46	47	38	17
専門的・社会福祉の職業	26	0	4	15	12	15	9	6	3
一般事務員・営業事務員	61	3	38	38	26	15	4	7	4
経理事務員	9	0	1	6	6	2	2	3	2
販売員	23	2	9	15	9	16	3	3	2
営業員	15	0	0	2	7	9	7	8	6
介護の職業	42	1	17	35	32	18	0	0	0
調理の職業	14	0	10	11	10	3	1	2	0
接客の職業	11	0	6	7	5	0	0	1	0
警備員	3	0	2	1	1	0	0	0	0
金属材料製造の職業	74	0	15	44	48	30	17	19	12
製品製造・加工の職業	24	3	10	13	13	8	2	3	0
機械組立の職業	9	2	7	4	1	2	2	0	0
機械整備・修理の職業	19	1	3	12	13	11	10	7	3
自動車運転の職業	47	0	7	9	11	9	11	22	14
土木・建設の職業	53	0	3	12	22	41	36	36	29
電気工事の職業	12	0	0	5	8	10	8	6	5
清掃の職業	7	2	3	5	4	2	2	0	0

※この賃金情報は、ハローワークで受理したフルタイム求人を賃金月額(時間給、日給の場合は月額換算)別に区分したものです。賃金額に幅(上限額と下限額)があり複数の区分にまたがる場合は、すべての区分欄に「1」が入ります。そのため、各区分欄の合計(横計)は求人件数計とは一致しません。
この資料は四半期ごとに更新しています。

中途採用者採用時賃金情報

【29年1月～3月内容】

(月額、単位:千円)

	全年齢	～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳
職業計	212	183	195	230	227	214
専門・技術	248	192	208	273	221	304
事務	206	166	186	237	169	219
販売	214	*	175	224	292	*
サービス	181	158	175	195	192	176
警備	132	*	*	*	*	132
農林漁業	181	*	159	*	*	*
運輸	240	203	211	247	261	226
生産工程・労務	198	190	196	212	208	189

※この賃金情報は、雇用保険の被保険者資格を取得した方(新卒者を除く。)の採用時の平均賃金です。

「*」は対象者が3人未満のため掲載していません。

この資料は四半期ごとに更新しています。

ハローワークからのお知らせ

事業主の皆さまへ

「特定求職者雇用開発助成金 (長期不安定雇用者雇用開発コース)」のご案内

この助成金は、いわゆる就職氷河期に就職の機会を逃したこと等により長期にわたり不安定雇用を繰り返す方（以下「長期不安定雇用者」という。）を正規雇用労働者として雇い入れる事業主を支援し、長期不安定雇用者の正規雇用労働者としての就職を促進するためのものです。（平成29年4月～）

<対象となる長期不安定雇用者> 下表①～④のすべてに当てはまる方が対象です

雇入れ日において①～④のいずれにも当てはまる方を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者などの紹介により**正規雇用労働者**（※）として新たに雇用する事業主に助成金を支給します。

①	雇入れ日時点の満年齢が35歳以上60歳未満の方
②	雇入れ日の前日から起算して過去10年間に5回以上離職または転職を繰り返している方 ▶「離職または転職」については、雇用保険の一般被保険者として雇用されていた場合とします。 ただし、在学中のパート、アルバイト等は除きます。
③	ハローワークまたは民間の職業紹介事業者などの紹介の時点で失業状態にある方 ▶雇用保険の一般被保険者として就労している場合は、失業の状態とは認められません。
④	正規雇用労働者として雇用されることを希望している方

（※）正規雇用労働者とは

正規雇用労働者とは、以下の（ア）から（エ）のいずれにも該当する者とします。
ただし、一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である短時間労働者は除きます。
また、正規雇用労働者について就業規則等において定められていることが必要です。

- （ア）期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。
- （イ）派遣労働者として雇用されている者でないこと。
- （ウ）所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間（週30時間以上）と同じ労働者であること。
- （エ）同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法および支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されている労働者であること。

- ◆ 雇い入れた労働者の雇用状況など雇用管理に関する事項を支給申請にあわせて報告していただきます。
- ◆ 対象となる事業主の要件は、裏面をご覧ください。

<支給額> 対象期間を6カ月ごとに区分し、一定額を支給します

企業規模	支給対象期間	支給額 ※		支給総額
		第1期	第2期	
大企業	1年	25万円	25万円	50万円
中小企業	1年	30万円	30万円	60万円

※雇入れ日から起算した最初の6ヶ月を第1期、以後の6ヶ月を第2期といいます。

詳しくは、都道府県労働局またはハローワークにお尋ねください。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL290331派若05

掲載についてのお知らせ

1か月ごとに管内の雇用状況をお知らせします。月はじめに宮城労働局ホームページの「ハローワークからのお知らせ」に掲載しますのでご活用ください。